

秩父市の給与・定員管理等について (平成19年度)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
18年度	70,730	26,982,849	1,625,008	4,952,301	18.4	18.5

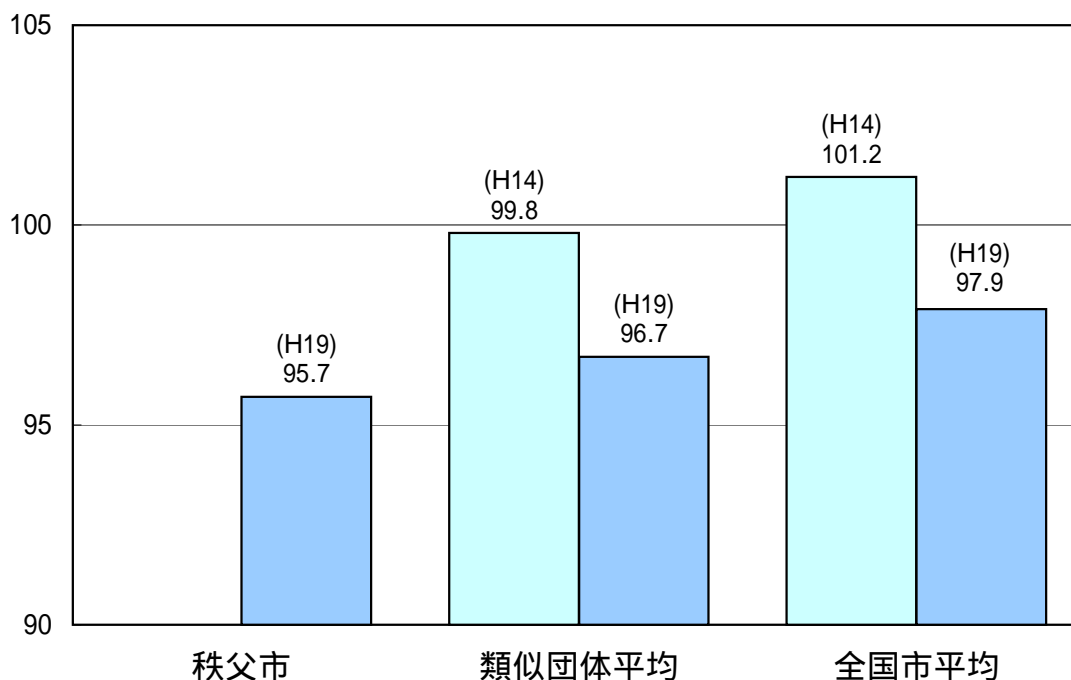
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	607	2,286,814	419,884	969,197	3,675,895	6,056	6,406

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 平成14年の秩父市のラスパイレス指数は、合併前のため省略します。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

○一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
秩父市	42.1 歳	328,793 円	396,253 円	380,849 円
埼玉県	43.8 歳	367,553 円	450,191 円	400,162 円
国	40.7 歳	325,724 円		383,541 円
類似団体	44.1 歳	347,689 円	429,290 円	394,004 円

以下、技能労務職員の給与等の取組方針

○技能労務職

・現状

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
秩父市	50.8 歳	67 人	293,390 円	324,568 円	314,564 円	-	-	-	-
うち学校給食員	50.9 歳	25 人	293,704 円	313,772 円	310,408 円	調理士	41.2 歳	267,500 円	117.3%
うち用務員	52.5 歳	5 人	191,780 円	202,403 円	201,203 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	89.1%
うち自動車運転手	51.7 歳	13 人	309,885 円	372,441 円	340,360 円	自家用自動車運転者	54.6 歳	296,800 円	125.5%
うちその他	49.8 歳	24 人	305,296 円	334,628 円	327,833 円	-	- 歳	- 円	-
埼玉県	52.2 歳	689 人	366,995 円	415,693 円	400,162 円	-	-	-	-
国	48.8 歳	5193 人	287,094 円	-	320,514 円	-	-	-	-
類似団体	48.7 歳	52 人	295,059 円	335,779 円	304,818 円	-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
秩父市	-	-	-
うち学校給食員	5,294,178 円	3,607,100 円	146.8%
うち用務員	3,690,854 円	3,284,300 円	112.4%
うち自動車運転手	6,006,129 円	4,029,100 円	149.1%
うちその他	5,537,143 円	- 円	-

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成16～18年の3か年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

・今後の基本的な考え方及び取組内容

給与面においては、職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の類似職種に従事するものの状況に留意し、住民の理解と納得が得られる給与制度・運用を検討していく。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分	秩父市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	176,800 円
	高校卒	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	- 円	145,100 円
	中学卒	- 円	131,600 円

技能労務職の初任給は、職務、経験に応じて定めます。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	253,089 円	1 310,606 円	2 360,830 円
	高校卒	3 214,140 円	260,625 円	4 286,344 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

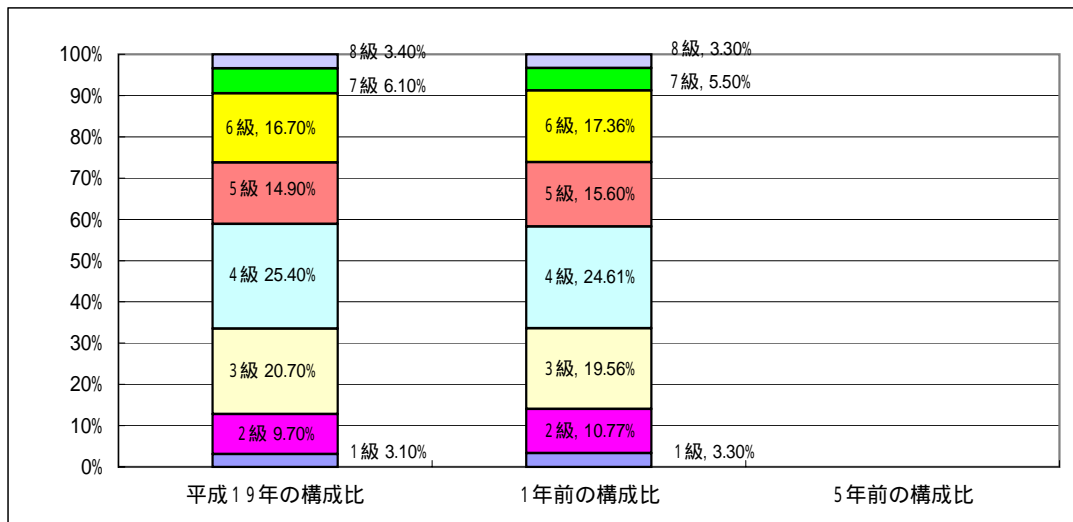
1経験年数14～16年、 2経験年数19～21年、 3経験年数9～12年、 4経験年数19～21年の職員の平均額をそれぞれ記載しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補・技師補	14 人	3.2 %
2 級	主事・技師	43 人	9.7 %
3 級	主任・主任技師	92 人	20.7 %
4 級	主査	113 人	25.5 %
5 級	主幹	66 人	14.9 %
6 級	課長・主席主幹	74 人	16.7 %
7 級	次長・室長・技監	27 人	6.1 %
8 級	部長・参事・建築技監	15 人	3.4 %

(注) 1 秩父市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 5年前の構成比は、合併前のため省略します。

(2) 昇給期間短縮の状況 企業職(水道事業職員)を除きます。

区 分		全 職 種
18年度	職 員 数 A	人 820
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 8
	比 率 B / A	% 1.0
17年度	職 員 数 A	人 826
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 4
	比 率 B / A	% 0.5

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

企業職(水道事業職員)を除きます。

秩 父 市	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,626 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,983 千円	
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

・平成18年度は反映なし。

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

企業職(水道事業職員)を除きます。

秩 父 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 21.00 月分 勤続25年 33.75 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例(2%～20%加算) (退職時特別昇給 勤奨退職の場合) 1 勤続年数20年未満の職員 4号給 2 勤続年数20年以上の職員 8号給 1人当たり平均支給額 自己都合 5,707 千円 勤奨・定年 23,144 千円	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例(2%～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種(企業職を除く)に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成19年4月1日現在)

企業職(水道事業職員)を除きます。

支給実績(平成18年度決算)		167,680 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		204,487 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 国の制度(支給率)
秩父市	4 %	806 人 0 %

(4) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

企業職(水道事業職員)を除きます。

(注) 支給実績と支給職員1人当たり平均支給年額の下段は、秩父市立病院及び大滝国保診療所に勤務する医師と看護師に対する支給実績、上段は、それ以外の職員(企業職を除く)に対する支給実績です。

支給実績(平成18年度決算)				278 千円
				57,183 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)				14,647 円
				555,174 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)				14.9 %
手当の種類(手当数)				14
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
高電圧業務手当	高電圧業務に従事した職員	高圧の機械器具、電線に接近して行う保守に関する業務	日額230円	
大型特殊自動車、マイクロバス運転手当	大型特殊自動車及びマイクロバスの運転に従事した職員	大型特殊自動車及びマイクロバスの運転に関する業務	日額500円	
市税外務手当	市税の収納業務に従事する職員	市税の滞納処分のため、臨宅し、差押執行に関する業務	1件500円	
犬猫等死体処理手当	生活衛生課及び総合支所市民支援課に勤務する職員	道路等における犬猫等の死体処理に関する業務	1件300円	
し尿処理特別手当	秩父環境衛生センター清流園に勤務する職員	し尿処理施設又はし尿処理の器具等の故障又は修繕等の業務	日額1,800円	
社会福祉業務手当	社会福祉課等に勤務する職員	老人ホーム入所死者の処置に関する業務	1体1,000円	
行旅死亡人等処理手当	社会福祉課等に勤務する職員	行旅死亡人又は変死人の処置に関する業務	1体3,000円	
公害調査手当	生活衛生課等に勤務する職員	公害防止のために不快な場所で行う調査又は取締に関する業務	日額400円	
公共用地交渉手当	管理用地課等に勤務する職員	土地の取得等における著しく困難な用地交渉に関する業務	日額300円	
道路舗装作業手当	道路課等に勤務する職員	道路舗装に関する業務	日額300円	
研究手当	市立病院および大滝国保診療所に勤務する医師	医師の自己研究のために支給	月額(給料月額)の100分の30相当額	
往診手当	大滝国保診療所に勤務する医師	医師が必要と認めて往診したときに支給	1件(往診料)の100分の50相当額	
レントゲン撮影作業手当	市立病院に勤務する技師	レントゲン撮影透視の業務	日額230円	
夜間看護等業務手当	市立病院に勤務する職員	夜間看護業務	4時間以上1回3,300円 2時間以上4時間未満1回2,900円	
	市立病院および大滝国保診療所に勤務する職員	正規の勤務時間以外の時間の救急医療等の業務	勤務時間が1時間以上1回1,200円	

(5) 時間外勤務手当

企業職(水道事業職員)を除きます。

支給実績(平成17年度決算)	122,488 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	196 千円
支給実績(平成18年度決算)	108,989 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	188 千円

(6) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

企業職(水道事業職員)を除きます。

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで 6,500円 (配偶者非扶養1人目) 6,500円 (配偶者なし1人目) 11,000円 その他1人につき 6,500円 満16歳から22歳までの子1人につき 5,000円加算	同		千円 85,415	円 249,024
住居手当	借家・借間 家賃に応じて月額27,000円以内 持家 月額 2,000円 ただし、新築または購入した住宅にかかるものは、新築または購入の日から起算して5年間は月額3,500円	同 異	支給額等	千円 29,104	円 96,370
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難な医師等 月額306,900円以内 医学または歯学に関し専門的知識を有し、採用による欠員の補充が困難なもの(以外) 月額50,200円以内 及び 以外で特別な事情があると認められるもの 月額2,500円以内	同		千円 3,683	円 3,682,800
通勤手当	交通機関(鉄道等)利用者 運賃額に応じて月額最高55,000円まで支給(ただし、鉄道利用者については、6か月定期券の額に基づいて一括支給) 交通用具(自家用車等)利用者 通勤距離に応じて月額支給 片道2km~5km 2,000円 片道5km~10km 4,100円 片道10km~15km 6,500円 片道15km~20km 8,900円 片道20km~25km 11,300円 片道25km~30km 13,700円 片道30km~35km 16,100円 片道35km~40km 18,500円 片道40km~45km 20,900円 片道45km~50km 21,800円 片道55km~55km 22,700円 片道55km~60km 23,600円 片道60km以上 24,500円	異	支給額等	千円 29,545	円 55,956
管理職手当	部長、総合支所長等 80,000円 次長、会計管理者等 68,000円 課長等 55,000円 主席主幹 50,000円 主幹 40,000円	異	支給額等	千円 149,047	円 623,629
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までに勤務した場合に支給 勤務1時間あたりの給与額×25/100	同		千円 -	円 -
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた場合に支給 勤務1時間あたりの給与額×135/100	同		千円 -	円 -
宿日直手当	一般の宿日直、災害発生等に対処するための勤務および入院患者の病状の急変等に対処するための医師の勤務に支給 6,000円~42,000円(ただし5時間未満の勤務の場合は1/2)	異	支給額等	千円 16,869	円 58,370

(注) 夜間勤務手当及び休日勤務手当の支給額は、時間外勤務手当に含みます。

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区分	給料	月 額 等	
		(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	市長	880,000 円	1,053,000 円 / 443,000 円
	副市長	749,000 円	871,000 円 / 591,500 円
報酬	議長	412,000 円	629,000 円 / 345,900 円
	副議長	361,000 円	575,000 円 / 297,700 円
	議員	343,000 円	550,000 円 / 278,200 円
期末手当	市長	(平成18年度支給割合) 4.4 月分	
	副市長	(平成18年度支給割合) 4.4 月分	
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額 × 在職月数 × 0.4025	(1期の手当額) 17,001,600円
	副市長	給料月額 × 在職月数 × 0.2415	8,782,408円
			(支給時期) 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

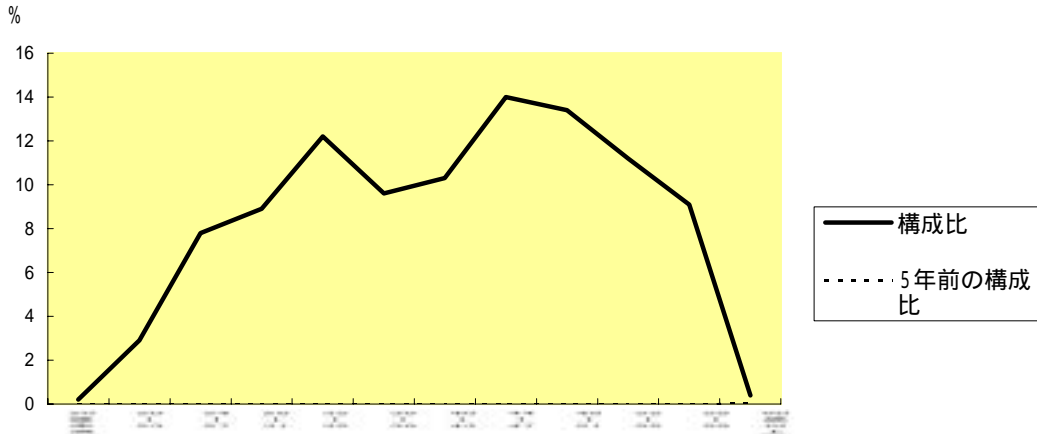
(各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成19年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	
		総務	132	133	1
		税務	39	40	1
		民生	116	111	5
		衛生	66	69	3
		労働	1	1	
		農林水産	27	22	5
		商工	23	21	2
	土木	85	88	3	
		計	495	491	4
	教育部門	122	108	14	
	小計	617	599	18	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.68人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 73.24人)
公営企業等会計部門	病院	161	167	6	
	水道	30	30		
	下水道	17	17		
	その他	22	23	1	
	小計	230	237	7	
合計		847	836	11	<参考> 人口1万人当たり職員数 118.19人
		[870]	[894]	[24]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在） 5年前の構成比は、合併前のため省略します。



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	2人	24人	65人	74人	102人	80人	86人	117人	112人	94人	76人	3人	835人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況 一般行政職のみを対象とした計画です。

平成17年6月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
502人	457人	45人	9.0%

(参考) 第1次秩父市総合振興計画における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成25年4月1日	72人

定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

一般行政職のみを対象とした定員適正化計画についてであり、平成17年6月1日策定しました。（各年4月1日現在）

部門	区分	17年	18年	19年	20年	年～年計	(参考) 数値目標(平成25年)
		計画始期	1年目	2年目	3年目		
一般行政	減員	-	12	4	-	(- %)	72
	増員	-	0	0	-		
	差引	-	12	4	-		
	職員数	502	495	491	-		

- (注) 1 計画期間は、平成17年～平成25年の8年間です。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	1,308,578	205,747	173,845	13.3	12.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
18年度	24	115,248	12,541	46,056	173,845	7,244	6,895

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

ウ 特記事項

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
秩 父 市	46.7 歳	361,441 円	436,613 円
団 体 平 均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円
事 業 者	- 歳	- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

秩 父 市	秩父市 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(平成18年度) 2,033 千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,626 千円
(平成18年度支給割合) 期末手当 年間 3.0 月分 勤勉手当 年間 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 年間 3.0 月分 勤勉手当 年間 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ・役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成19年4月1日現在)

秩 父 市	秩父市 (一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 勤奨・定年
勤続20年 21.00 月分 27.30 月分	勤続20年 21.00 月分 27.30 月分
勤続25年 33.75 月分 42.12 月分	勤続25年 33.75 月分 42.12 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例(2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例(2%~20%加算)
(退職時特別昇給 勤奨退職の場合)	(退職時特別昇給 勤奨退職の場合)
1 勤続年数20年未満の職員 4号給	1 勤続年数20年未満の職員 4号給
2 勤続年数20年以上の職員 8号給	2 勤続年数20年以上の職員 8号給
1人当たり平均支給額 自己都合 - 千円 勤奨・定年 25,556 千円	1人当たり平均支給額 自己都合 5,707 千円 勤奨・定年 23,144 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)		6,486 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		249,445 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市内全域	4 %	29 人	4 %

エ 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)		251 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		20,875 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)		46.1 %	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
緊急水道工事等業務手当	水道部に勤務する職員	緊急呼出しによる、水道工事等に関する業務	1回1,000円
大型特殊自動車運転手当	水道部に勤務する職員	大型特殊自動車の運転に関する業務	日額500円
公共用地交渉手当	水道部に勤務する職員	土地の取得等における著しく困難な用地交渉等に関する業務	日額300円
高電圧業務手当	水道部に勤務する職員	高圧の機械器具、電線に接近して行う保守に関する業務	月額3,000円 補助業務月額1,000円
塩素滅菌作業手当	水道部に勤務する職員	塩素滅菌作業に関する業務	月額1,000円
給水停止業務手当	水道部に勤務する職員	水道料金滞納者等の給水停止業務	1件500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成17年度決算)	2,304 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	209 千円
支給実績(平成18年度決算)	1,635 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	149 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで 6,500円 (配偶者非扶養1人目) 6,500円 (配偶者なし1人目) 11,000円 その他1人につき 6,500円 満16歳から22歳までの子1人につき 5,000円加算	同		千円 4,859	円 255,737
住居手当	借家・借間 家賃に応じて月額27,000円以内 持家 月額 2,000円 ただし、新築または購入した住宅にかかるものは、新築または購入の日から起算して5年間は月額3,500円	同 異	支給額等	千円 1,540	円 90,559
通勤手当	交通機関(鉄道等)利用者 運賃額に応じて月額最高55,000円まで支給(ただし、鉄道利用者については、6か月定期券の額に基づいて一括支給) 交通用具(自家用車等)利用者 通勤距離に応じて月額支給 片道2km~5km 2,000円 片道5km~10km 4,100円 片道10km~15km 6,500円 片道15km~20km 8,900円 片道20km~25km 11,300円 片道25km~30km 13,700円 片道30km~35km 16,100円 片道35km~40km 18,500円 片道40km~45km 20,900円 片道45km~50km 21,800円 片道55km~55km 22,700円 片道55km~60km 23,600円 片道60km以上 24,500円	異	支給額等	千円 835	円 39,752
管理職手当	部長、総合支所長等 80,000円 次長、会計管理者等 68,000円 課長等 55,000円 主席主幹 50,000円 主幹 40,000円	異	支給額等	千円 9,560	円 637,335
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までに勤務した場合に支給 勤務1時間あたりの給与額×25/100	同		千円 -	円 -
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた場合に支給 勤務1時間あたりの給与額×135/100	同		千円 -	円 -
宿日直手当	一般の宿日直、災害発生等に対処するための勤務および入院患者の病状の急変等に対処するための医師の勤務に支給 6,000円~42,000円(ただし5時間未満の勤務の場合は1/2)	異	支給額等	千円 114	円 28,500

(注) 夜間勤務手当及び休日勤務手当の支給額は、時間外勤務手当に含まれます。

定員管理の数値目標及び進捗状況

水道事業職員のみの方定員適正化計画はありません。

ア 平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人	人	人	%
-	-	-	-

イ 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

6(3) の参考を参照